

## 決議案第1号

### 朝鮮民主主義人民共和国のミサイル発射に抗議する決議

日本時間の今月18日午前10時14分頃、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」という。）が平壤近郊から発射した弾道ミサイルは、最高高度6000キロメートル程度に達し、約69分間、1000キロメートル程度飛翔した後、本道の渡島大島の西方約200キロメートルの我が国の排他的経済水域内に落下したものと推定されている。

今年に入り、北朝鮮は、かつてない頻度で弾道ミサイル等を発射し、本年3月には渡島半島の西方約150キロメートルに落下、そして、10月、11月と立て続けに本道や新潟県などにおいてJアラートが作動する事態となったが、これらはミサイルのみならず、多数の落下物や有害物質が広範囲にわたって飛散するおそれもあり、国民の生命や周辺を航行する航空機・船舶の安全に脅威となる暴挙を幾度となく繰り返してきた。

特に、今月18日にミサイルが落下した本道の渡島大島周辺は、多くの漁船が操業する海域であり、アキサケ漁やスルメイカ漁等が最盛期を迎えている中、漁業者の安全が深刻かつ重大な脅威にさらされたことについて、大きな憤りを禁じ得ない。

我が国をはじめ国際社会は、北朝鮮に対して、関連の国連安全保障理事会決議の完全な遵守を求めるとともに、度重なる核実験や弾道ミサイルの発射等の挑発行為を非難し、核・弾道ミサイル開発の放棄を繰り返し要求してきた。

しかし、こうした国際社会の懸念を無視して、北朝鮮は弾道ミサイル等の発射を頻発化させており、一連の行為は、関連する国連安全保障理事会決議に違反する行為であるばかりか、我が国のみならず、東アジア地域、さらには国際社会全体の平和と安全を脅かす、極めて深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認することはできない。

これまで北海道議会は、度重なる北朝鮮の核実験やミサイル発射に対し、抗議の決議を行ってきたが、航空機・船舶の航行や漁業者の安全操業に極めて深刻な脅威を与えたこのたびの暴挙に、改めて厳重に抗議するとともに、国際社会の平和と安定を脅かす挑発行為の即時中止と、核実験はもとより、今後一切の核兵器開発と道民の安全・安心を脅かす弾道ミサイル計画の放棄を強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

北海道議会